

## カール＝ジギスムント・クラマー 法民俗学の輪郭(4)

河野 眞 (訳)

### VII：個体 (Der Einzelne)

これまで見たのは、主に地域的あるいは身分的な共同体の全体であり、個体は、視野に入ってくる場合でも、人々の共通の活動や決定の対象としてであった。そこで問いが立つ。規則体系に属する個々のメンバーは、そもそも個体としてどの程度行動することができたのか、全員が負う責務の他では、どの程度自立的であり得たのか、またどの程度あり得なかったのか。

出発点として挙げてよいであろうが、所与の諸関係のなかでは、集団のなかで生きることは、個々人にとっては、何らかのかたちで排斥を受けない限り非常に有利であった。集団のなかで生を営むのは保護を得ることであり、また安全への希求が満たされることを意味した。集団に特有の規則体系のなかでの生は、確固たる指針に従った行動に他ならなかった。その指針は、考えられるあらゆる状況に対して、それに相応しいあり方を用意していたからである。個体は、その集団の社会的・法的な仕組みのなかで、ふさわしい位置を占めた。個体は、法にかなって振舞う限り、個人的な困窮に際しても支援を受けることができた。

その代わり集団は、個体に対して、参入と、さらに規則体系への下屬をもとめた。その行為は統制され、時には括り出された。相対的な安全の獲得は、活動の自由を失うことを代償としたのである。しかしその喪失が痛切に感じられることはほとんどなかったことも考慮しておかなければなら

ない。なぜなら規則体系の外部で人間らしく生き続けるチャンスはほとんどあり得ないという事実が、品行を保つことを容易なものに感じさせたからである。加えて、皆と一緒に秩序に沿って生きる心の準備は、世代を重ねて強化されれば、〈古きならばし〉への想起によって固定されもした。

それにも拘らず、個体は、独自の関心を決して放棄しなかった。所与の前提に立ちつつも、個体は、自己自身、家族、また自己に関係することがらを能う限り貫こうとした。共同行動への依存があまり強くない場合にはエゴイズムが力を持つであろうが、それはそれで集団の全体の態勢のなかに組み入れられことになる。独自の突出として願わしいのは良品品行であり、それは賞賛や尊敬や社会的威信などポジティブな方向で特別視されるのであった。このポジティブな括り出しに、イニシアティブ的な人格として活動できる力強い性格はチャンスを見出した。しかし〈まっとう〉な、〈名誉ある〉普通の市民にとっても、それはチャンスであり得た。

この考察が正しいとすれば、それは、個々人が自己を合致させるために常に努力をしなければならなかったことに起因する。なぜなら、集団性を特質とする規則体系のメンバーの範囲は通常同質ではなかったため、合致に向けた目標にも差異があったからである。合致は、独自の掟をもつそれぞれの集団に向かった。また掟は変動するものでもあったので、帰属性についても、昔の集団から現在の集団にまで変化が起きないわけにはゆかなかった。そこには、まことに多彩な集団が存在した。特権者、隣人組、大市民（都市貴族や参事会員資格者）、手職の親方、実業家、特権をもたない集団（“奉公人”）として召使（家の子）や子供や日雇い人や手職の徒弟や（そして最後に）高齢による除け者たちであった。これらのグループの場合はいずれも、そのグループ自体とそれに属するメンバーの位置を強めるための集団に特殊な法を形成する傾向が強い。個々の手職において徒弟たちが自意識的に結集し、そこでは徒弟の一人一人をも自意識的にすると共に、他との交流を難しくしていたのは、その典型と言ってよい。

適切なグループにまとまることによる自意識の成長は、典型的な過程を

たどったように思われる。この自意識は、独自の個体の形成を可能にし、後者はまたすこぶる個体的な権利を要求した。これはグループの成員のすべてにかかわる動きであったため、すべての者が望むと望まないにと拘らず、互いに支えあって、独自の権利の促進と維持のために、(その権利が特殊な秩序システムの基準に抵触しない限り)互いに支えあうこととなった。もちろん成員のなかには相対的な強者や弱者がおり、また純粋に外面の適合によって(すなわちまねることによって)自己の位置を獲得していた者もいたであろう。

これは悶着の種が増えることでもあり、しかもそれは他の立場の諸個人に対する競合によって増幅される。その悶着を調整し、また限定的にするために、秩序体系はここで独特の予防措置を必要とする。独自の権利は一面では保証されると共に、他面では他者を前にして制限され境界づけられる。これを勘案すると、共同体をベースにしたシステムのなかで、隣人どうし、雇い主と雇従、親子のあいだ、手職の親方と徒弟の間といった私的な争いが、ほとんど中心的な役割を果たしていたことも理解されよう。都市、村、地主農地の区別にかかわらず、下級裁判の調書は主に個体の所有に関係した些細なことがらの揉めごとで満ちている。数から言えば、名誉をめぐる悶着が多く、それらは暴力沙汰の数倍に上る。たとえば、貸借物件は僅か数ペニヒあるいは数シリングでも貸し手と借り手の双方によって非常なエネルギーで争われ、遺産相続では最後のしゃもじ一本にいたるまで激しい分取り合いになる。法廷は、部分的には、法の条文の細かな規定に依拠するが、部分的には健全な人間理性のゆだねるか、あるいは当該の案件について慣例がどうであったかについて証人の発言に依拠するしかないこともあった。

法規は、主要には個体の権利をめぐる項目でうずめられ、またそれによって悶着を予防しているところがある。例えばマックス・ルンプフの見解では、法諺や村掟はそもそも個体を保護するためのものであったとされる<sup>116</sup>。〈その核心から言えば、すなわちその空間的なものを合わせた存在核心か

ら言えば、法諺が裏付ける権利は農民屋敷権であった。個々の農民屋敷こそ、昔の農民法の一にして十であった。総じて（また平均して言えば）農民屋敷の自立性と自己責任は、その隣人組織や町村体への結びつきよりもはるかに重い意味をもっていた。この単純化は必ずしも正しいとは言えないであろうが、法諺が支配権あるいは町村体の権利のみを謳っているとの見方も同様に誤っている。なぜなら、〈ある者が隣人に〉接するときの態度に関する規定も数多く含まれるからである。すなわち、〈ある者が他者と〉余りに近く垣根を構えたり、家畜に草を食ませたり、あるいは何らかの形でその財物に損害をあたえる場合の罰則も少なくない。〈ある者、他の者に余りに近く草刈りなし、あるいは（家畜に）草食ませることあらば、72ディナル以て他の者の損害を償ふべし〉。〈ある者、他の者の家畜に害をなし、あるいは物投げつけ、若しくは傷付くることあらば、2シリング6ディナル以て損害を支ふべし〉。〈一頭の豚、隣人の仕事場に昼間現れるれば、水飲ませる等の処置なすべし、豚の夜間に仕事場に押し入りて危害に及ぶことあらば、隣人に損害を弁済すべし〉。〈何人も他人の禾堆<sup>かたい</sup>乱すことあるべからず、己が側に二束分の開きつくりおくべし、その余地無きときこの限りに非ざるも、何人も他人の脱穀場・畑地・脇地を乱すべからず。違ひたるにおいては、隣人の好意ありて免ずること無くんば、（単位不明）四分の一のビールにて謝すべし〉。また鶯鳥が害をなすときは、先ずは追ひ払ふべしとされるが、隣人なる者〈鶯鳥に気づかぬうちに幾たびの害に遭ひしときは、叩き殺すも可なるも、すなわち隣人のあいだに鳥刺し竿高く張り、鳥の頸刺すを得るにより、尾羽垣根の上に放り投ぐべし。されど鶯鳥これをすり抜くことあらば、命助くるべし〉。また次のような規定もある。〈隣人の屋敷に立ちたる林檎樹あるいは梨樹、揺すりてもぎ取ること、いかほどまで可ならんや——されば、杖にて打ち払ふ程度まで取得

116 Max RUMPF, Deutsches Bauernleben, Stuttgart 1936, S: 677.

117 ここでの事例は次の文献による、KÜNSSBERG, Bauernweistümer, Heiligenkreuz, S. 17, u. 14.; HART, Stmk., S. 33.; BANNESDORF; S. 86; Sieben freie Hagen, S. 70. und 71.

すること許さるべし<sup>117</sup>。このように、農民の経済生活の複雑な全体を横切って個体の利益のために規定がなされ、また隣人に対するプライベートな権利が保証されていた。同じことは都市法においてもみとめられたが、そこでは、個々人の持ち地所の保護が、建築の権利規定の中心であった。〈家々の屋根（雨垂れの軒）より……〉。〈何人も、隣人の窓を被ひて建築すべからず〉。〈(建築設計に当たりては) 他家に雨水落つること無きやう心すべし〉。〈家屋に不評受けぬやう心掛くべし〉、等々であるが、これらによって、財物と資産を保護するための複雑な規定を垣間見ることになる<sup>118</sup>。ツunft規定においても、ツunftの全体とは別に、ツunftのメンバー個々人の権利が特筆される。たとえば、アウクスブルクの絵師・ガラス職人・彫刻師・金工師の手職に関する規定では、1549年7月23日付けで、〈いずれの親方も他の親方の仕事妨ぐべからず。何人も他の親方の徒弟、そが承知と同意無く己が工房へと連れ去ることなかるべし。かくあるときは、名誉ある参事会に罰金1グルデン納むべきこととす〉。同じく、フライジングの1500年頃の石工規則には、次のようにうたわれる。〈いずれの親方も仕事求むるに当たりては、他の親方、その取り掛かりたる仕事より追ふべからず、これに違ひたるときは、蠟1ポンド罰として科すべし<sup>119</sup>〉。かかるツunft内の規定は、また外部からの介入に対しても保護されねばならなかった。たとえば、ツunftに属さない者に対して、また同じ職種之余所者に対してである。それはいわゆる〈野兎の追い立て〉のような残酷な処置にまで発展した。これは特に仕立て師に見られ、土地の官庁の黙認や奨励のもとに一種の遠征軍を組織するのであった。

個々人の権利を保障するのは、簡単ではなかった。三圃制の場合、共同耕地の運営には、特に個々人の持分の耕地への不当な侵害や軽微な損傷を避けるためには、多大の注意をもって互いに同意した細かな規定を要した。

118 Karl MOLLAY, Das Ofener Stadtrecht (15. Jh.), Budapest 1959, Art. 321, 322, 323, 326.

119 W. ZILS, Bayer. Handwerk in seinen alten Zunftordnungen. München o. J., Augsburg S. 78; Freising S. 86.

共有の草地や共有の森林については、先に簡単にふれたように、籤引きや競りによって分割された。籤は予め不同意を避けることが必要であった。その前提は、当該の土地を個々の〈籤地〉に丹念に区分けすることであった。あるいは、例えば、デイル地方の草山、すなわち〈区分草地〉への分割であった。それには困難が伴ない、何世代もの経験を踏まえていた。〈草山が個々の区分草地に分割され、それはまた草地組合へのまとまりという形で部分権利の区分を要したことはきわめて当然であり、またそこには土地による差異も重なった。計測《竿》は、シューを基準とし、メートルの物差しではなかったが、いわゆる区画分割と細分化された諸部分の集まりのために、大層難しく、高齢の数人の男性だけがいわば《外周の確定をする》ことができ、あるいは《怠惰な下男》すなわち世代から世代へと送り継がれた手書きの小冊を参考にして予め決められた断片に区分する必要がある<sup>120</sup>。ここで低木林の運営について今日まで行なわれているものは、共有物を個々人が用いるに際して古くは至るところで一般的であった分割方法と言ってもよい。今日では、同様の用益権は、もっと簡便に運営される。例えば、〈権利者たちの〉森林では、収穫物はまとめて売却され、収益金は、その後の運営のために再支出されるのでない限り、権利者たちのあいだで分けられる。

財産や金銭をめぐる多数の揉めごとは、当然にも裁判調書にも反映されているが、先にも触れたように、これらは一面では予防措置によっても悶着が防ぎ得なかったことを示すと共に、他面では丹念に観察すると、関係者たちが自己の権利を駆使していた様子をも伝えている。それは、権利が等しい者たちのあいだだけの争いだけでなく、主人と下男、親方と徒弟、地主と小作人のあいだの揉めごとにおいても見ることができる。またそうした場合も、低い位置の者が頭から敗北者になるわけではなかった。その証左としては、農家の扈従で、賃金の支払いを遡ってもとめた裁判では、

---

120 Karl LÖBER, Beharrung und Bewegung im Volksleben des Dillkreises. Marburg 1965, S. 252.

筆者の知る限り、奉公人に有利な裁定がなされるのが通常であった。なお、そうした決定における重点項目は3つであった。一つは、金銭・食料・衣類をも含む（その土地の）一般的な報酬のあり方である。二つ目は、その土地で一般的な雇用期間であり（いわゆる雇い期間）、三つ目は、雇い主の家での奉公のあり方である。もし雇い主が奉公人を殴ったり、飢えさせたり、不正な扱いをする場合には、奉公から逃れることは正当な行為とみなされた。これらの場合には、既に果たした奉公期間に見合った報酬が決められた。逆に、奉公人が雇い主と関係が悪かったことが判明すると、賃金の一部を失うのが通常であった。また病気の場合については、雇用規定の謳う仕組みには盛りこまれていなかった。これは、病気の場合、雇い主が自発的に面倒をみるか、自分自身の家族が助けてくれるかのどちらかでなければ、奉公人は不利になることを意味した。多くの場合、寝泊りにも事欠き、自分の〈家族が接してくれる〉ことは極めて稀であった<sup>121</sup>。お上（官庁）は主人にも召使にも満足のかく条件を探したが、多くは表面的なものにとどまった。すなわち一般的には、支配する者が奉公人に責任を負い、奉公人は支配する者に従順でなければならないとの原則が意味をもった<sup>122</sup>。因みに、雇われ人が粗野・怠惰かつ反抗的であることを嘆く声は高まる一方であったが、それは、主人と召使の関係が、決して折り合うことのない火薬庫を抱えるものであったことを意味している。

賃金をめぐる訴え、貸借をめぐる訴え、遺産相続をめぐる訴え、個人財産をめぐる訴え、これらを見ると、裁判沙汰には事欠かなかったとの印象が起きる。これは、目下のモデルとしての集住のなかで法（適切）をさぐった諸機関にも、官庁による実際の裁判にも当てはまった。また事が長引けば後者が判決を引き受ける割合がたかまったが、それは必ずしも個々人の利益にかなうものではなかった。悪質な隣人のプロトタイプとしては、共

121 KRAMER, Haus und Hof im Volksleben (107), S. 81.; KRAMER, Ansbach, S. 251ff.; KRAMER, Unterfranken, S. 155ff.

122 (Kloster Thierhaupten) "Erhaltensordnung 1475-1568". In: GRIMM, Weistümer VI, S. 199ff.

同体の司法よりも、官庁の司法の結果であったであろう。ケラーの小説「村のロミオとジュリエット」では、父親たちは、僅かな土地を争って、隣村ゼルトヴィーラの山師たちの手に落ちる。町村体の役人は、彼らの法廷での争いに対して補助的な役割を果たすに過ぎない。〈普段は聡明な男たちが、まるで刻み藁のように視野を寸断されてしまった。どちらの側も、世の中をめぐる狭小な法感覚で頭を占められてしまい、あまり意味のないちっぽけな土地を相手が不法かつ勝手にかささらった事情を考えてみることもできず、見直す気にもならないのだった〉。ケラーのゼルトヴィーラの村人をこれ以上を追いかける必要はあるまい。良き法（権利）と思いついでそれを守り抜こうとする依怙地な熱狂は、非常に多くの裁判調書から読み取れる。それは昔のことに限らず、今もそうである。誰もが法は自分の味方であると思い、自分を有利にしてくれると考える、いわば原則の履き違えである。しかし、原則を全うするのは容易でなく、また原則をすり抜けたら、悪辣な方法でその効果を失わせることもあり得たことを勘案すると、そうした履き違えも無理からぬものがあり、また不可避でもある。

これを手がかりにして、〈法廷での振舞い〉という一章を設けることもできるほどである。諸々の個体のメンタリティーあるいは民衆集団の全体としてのメンタリティー（ここでは文化体系の内部構造が強く作用する）ごとに、その態度は、裁判所を向かうことへの尻ごみから、逆に当事者として細部まで調べ尽くし所与の状況を活用しようとする情熱に至るまで、その幅は大きい<sup>123</sup>。後者の資質の場合、弁護士チャンスのほとんどない。弁護士が手を貸さなければならないのは、不慣れな状況を前に〈まるで刻んだ藁のように縮んだ〉思考しかできなくなった裁判を苦手とする者たちである。裁判所へ赴くに際して、それぞれの人間の観念世界に応じた手段が使われるのは不思議ではない。自分が正しいことへと力をかしてくれるものとして護符や魔除けを身体に付けるのもそうである。例えば、ビュル

---

123 Karl-S. KRAMER, Würzburger Volk des 16. Jh. vor Gericht. In: Bayer. Jb. f. v., 1955, S. 141ff.



クライン（中部フランケン Bургlein/Mittelfranken）の牧師が、かなりの人数の村人と諍いになり、彼を非難した飲食宿の女将と対決したことがあった。牧師は、女将の言葉に逐一反論した。〈やがて、女将は一支の木製の杓文字<sup>しやもじ</sup>と三片のパンを前においたが、牧師は裁判を一挙に有利にする手立てとして、これを活用して女将に対峙した。牧師が言うには、女将と管理人との話のなかで、管理人がその行為として次のようなこともらしたのを覚えている、それは、争い事から逃げる手立てとして、奴さんはナイフと杓文字を自分のそばにおいて、さらに3つのパンを切って、自分の袋を入れ、その上で、祝福の言葉にあるようなことが何も起きない以上、それが不正であるとみなすことはするな、ということになる、と言うのであった。……これと同じことをするのは、つまりそれを実際にも行なったということだ〉(1651)<sup>124</sup>。カトリック信徒の場合は、それに見合った加護を与えてくれる聖者たちの護りを確かにしようとした。例えば、聖イーヴォ<sup>\*</sup>である。既に判決を受けた者も、信心による助けをもとめた。〈パン焼きの徒弟、カスパル・シュミットは、鉄鎖から解放された事情を尋ねられると、神と聖ジルヴェスター<sup>\*\*</sup>が彼を解き放ってくれたと語った。それは彼を助けて下さるように四百回も祈ったからであったと言う。彼は、自らの力で解き放たれたとは決して肯じず、鎖から解き放ってくれたのは神と聖ジルヴェスターであったと強く言い張った〉。大鍋を盗んだ犯人がおり、ダッハウの監獄を破り、まもなく再逮捕されたが、その男は、聖レーオンハルト<sup>\*\*\*</sup>を救難者と仰いでいた。〈この者の牢破るに当たりて何人も助

124 KRAMER, Ansbach, S. 154.

\* 聖イーヴォ (Ivo)：1253年に生まれ1303年に亡くなったとされるフランスの弁護士で、特に生没地ブルターニュの民衆的な聖者。パリとオルレアンで法学を学び、法律知識を貧者や被迫害者のために活用したとされる。崇敬の中心地は聖者の頭蓋骨を安置するブルターニュのサン・ティエヴの教会堂であるが、その他、富者と貧者の間に立って後者の側に僅かに顔を傾ける聖者像が広く親しまれている。例祭日は命日の5月19日。

\*\* 聖ジルヴェスター (Silvester)：シルヴェスター1世は4世紀のローマ教皇（在位314-335）、12月31日に没した。教会祭儀では9世紀から祭礼暦に入っていたが、1582年に教皇グレゴリウス13世がいわゆるグレゴリオ暦を導入し、一年の起点を1月1日としことから大晦日の意義が高まり、ジルヴェスターが一般化した。

くること無かれども、自らは戸より釘一つ抜きたるのみにて、錠ならびに留め金のはずれたれば、この者予て神と聖レーオンハルト\*\*\*に懇ろに祈り泣きあたるにより、初め外ずることなきも、やがて神、この者の寝床にあるを見つめたりとぞ……。尋問された犯罪者が狡猾であったことを勘案すると、この証言は、ナイーブな人間が信仰にすぎるモデルケースと言ってよい<sup>125</sup>。

隣人や目下の者あるいは社会的弱者に対して自分の個人としての権利を存分に揮って憚らない者は、一般の軽蔑を覚悟しなければならない。すなわち、特定の振舞い方はタブーであった。それは、隣人の畑で勝手に摘み取りや刈り取りをすることから、経済力にまかせた残忍な振舞いや貧民に対する無慈悲にまで及ぶ。これに関連して、いわゆる法（正義）遵守の伝説がある。今上げたような種類の間人は、地上の公正がとどかない死後に安住を得ることがないとの脅しである。死後の生命は生前の行為次第であるとの観念は、また生前の行為が永遠の審判者を前にした裁判という可能性を含んでいる。因みに、所払いを受けたハイルスブロンのある手職者は、出立を前に土地の代官に手紙を書いた。〈かかる次第なれば、吾が儀、吾が子らと妻に対し、代官殿の差配の下にあるべく言ひ付け候間、彼らがこと、代官殿にては吾がことのように御扱ひ下さるべく願ひ候。吾が儀程なく車戸口に着き候はば遠く旅立つも、ヤソヴァの谷差して公正なる審判者たるイエス・クリストの前に出づるは、イエス・クリストの正義の玉座にありて、何人もその報ひ受くる定めなればなり〉（1705年）<sup>126</sup>。

---

\*\*\* 聖レーオンハルト（Leonhardt）：5世紀末に生れたと推測され6世紀半ばに生きたベネディクト会の高僧で、559年に仏アキテーヌのノブラック近郊の僧院長として没した。聖レミギウスによって洗礼を受けたとも言われる。フランク国王クローヴィスが狩猟中、妃が陣痛に見舞われたのを助けて無事に出産させたとの伝承をもつ。そうした事蹟を含む伝記が成り立ったのは1030年頃で、それが推進力になって広範な崇敬が起きた。出産、鉱山、虜囚などへの護り手であるが、特に大きく発達したのは家畜の守護者の性格であった。なおここでは南西ドイツが対象であるため、比重が比較的小さいが、カトリック教会が優勢なドイツのバイエルンやオーストリアでは家畜守護では圧倒的な意義をもっている。

125 Hl. Ivo: HDA VII, Sp. 692f.; Hl. Silvester: StadtA. München, B III d 14, Malefizprot. 1610 f. Bl. 303, 1611.; Hl. Leonhard: 同 Bl. 86r, 1610.

集団のなかでの個体の権利が窺えるのは、悶着の防止や悶着の調停を試みだけではない。個体が、(単純化して言えば)〈名誉あるもの〉とされる一連の契機があった。それが特に明らかになるのは、結婚式や葬儀へのその集団の関与においてである。町村体の出納記録から読み取れるように、非常に多くの町村体では、どの新郎新婦も公の出費で葡萄酒と杯を頂戴した。これは、婚礼という習俗行事の枠内で見べきものであろう。すなわち、新婚のカップルには多大の贈り物がなされ、そのためカップルは催しを実行するにあたって、自分たちの費用を追加しなくてよかったのである。カップルへの御祝儀には、金銭の他、鶏のような現物によるものもあった。そして婚礼の規模が大きくなるほど、〈御祝儀としての〉見入りは大きくなった。婚礼の行列は〈教会堂と大通り〉へ向かい、〈公開であること〉によって法的な性格が確かになった。婚礼の宴会は家や飲食館、あるいは市役所で開かれた。市役所は祭りの場としてあれこれの機縁にも使われたのである。法的に特に意味深いのは花嫁の晴れ着で、地域によっては町村体の所有物であったが、教会堂に所有されていることが最も多く、手数料を払って借りるのであった。無料のこともあったが、その場合はそれ相応のカテゴリーがあり、結婚する者の身分もそこには関係した。因みに、婚礼に付きものの〈名誉ある〉〈ehrllich〉という形容詞は、婚礼衣装に関わっている。また〈婚礼の名誉ある衣装〉も、家族の持ち物のこともあった。あるいはまた、花嫁の調度を披露する習俗もあったが、それまた婚礼を確かなものとする法的な性格を帯びていた。〈乙女の婚礼となるに及びては、名誉ある仕度なすが、そは正しき寢床ならびに添える品々なり。先ず寢床一式、食卓一台、長椅子2脚、長持ち1棹、捏ね桶1口、次に牝牛1頭、晴れ着1着〉<sup>127</sup>。ホルシュタインの地主制の地域では、小作人の娘は地主夫人から飾り物を頂戴し、地主夫人は手づから娘に着けてやっていた<sup>128</sup>。

126 KRAMER, Ansbach, S. 157.; Siegfried HARDUNG, Vorladung vor Gottes Gericht. Bühl-Baden 1934.

127 KRAMER, Ansbach, S. 193.

ここは婚礼習俗の法的内容のすべてを検討する場所ではない<sup>129</sup>。大事な  
のは、婚礼という新婚夫婦の晴れの日（名誉の日）が際立った性格をもつ  
ことである。それによって彼らは、公的に大人の世界に組み入れられ、将  
来の責任をになうことになる。しかし彼らを受け入れた共同体のなかで  
は、彼らはなお一人前ではないと感じているかも知れない。これと似た意  
味は、〈名誉ある（晴れの）葬儀〉にもみとめられる。葬儀が大きな位置を  
占めることについては、先に〈名誉〉の章で取り上げた。集団のメンバー  
としての帰属性が死を超えて持続すると感得されていた事実（参照、「紀要」  
131号、p. 208）は、かつて種々の共同体の規定に野辺送りが盛りこまれ、  
細部に至るまで定められていたことが明かしている。

この他にも、幾つか注目しておくべきことがらがある。妊婦や出産直後  
の女性が特定の権利をもっていたことである。フィルンハイム（Virnheim  
1562年）の法諺には、次のように謳われている。〈代官の指示：メンヒホフ  
の果樹園、妊娠の女人の来たりて食することあるも、被害多大ならずば、  
望むに任すべし〉。あるいはツォーツェンハイム（Zozenheim 1500年より  
前）ではパン焼きの用益にちなむ法諺が見られる。〈粉捏ねるとき子供  
連れたる女人の来たれば、焼き小屋に招じ入れ、挨拶のキスなして背もた  
れ椅子を勧むべし……〉。法の運用においても、妊婦に対するそうした配  
慮を見ることができる。マイン河畔フリッケンハウゼンの一画についての  
調書の記録がある（Frickenhausen am Main 1598年）。〈仕立て師ハンス・  
シュパイザーの女房、上の谷（Upthal地名か）にて梨もぎ取らむとしたれ  
ば、譴責され罰金1フロリンを科せられしが、同女の妊娠してゐたれば放  
免し、以後も取るに任せたり〉。コーベルン（Cobern 16世紀）の法諺では、

---

128 婚礼衣装が町村体の所有物であることについては次を参照、B. Hans DUNKER, Werbungs-, Verlobungs- und Hochzeitsgebräuche. In: Schleswig-Holstein, Hamburg 1930, bes. S. 88.; 同様の事情が洗礼においてもみとめられることは次を参照、Ernst SCHLEE, Der Gebrauch dewss Taufzeuges (Kasseltüchs) in Schleswig-Holstein. In: Die Heimat, 61 (1954), S. 218ff.

129 概略を知るには次の項目を参照、Art. Hochzeitsbräuche. In: Die Heimat, 61 (1954), S. 218 ff.

ファスナハトの鶏を集めることに因んで、産褥にある女性への特権が謳われている。〈……女人、子と共にあらば、使いの者鶏受け取りたるも、頭切り落としたる後、再び鶏を返し、頭のみ持ち集むべし……〉。産褥の女性はまた、定め葡萄酒よりも上等の葡萄酒をあてがわれ、しかも女性が普段の生活に戻るまでの6週間にわたって享受することができた。農民屋敷に奉公する女性については、生まれたのが男の子の場合は奉公日を2日、女の子の場合は1日の休暇があった（例えば、シュタイネッケン Steinecken の1506年の法諺）<sup>130</sup>。産褥の女性はまた、教会法の定めるところによって祝福を受けるために再び教会堂へ詣でてよいとされるようになる前にも、近隣の祝い事に権利をもつのが慣わしであった。産褥の館（あるいはフランケン地方での呼び方では六週の館）は、浪費への衝動を抑えようとするお上の禁令の対象でもあった。洗礼のお祝いでも事情は似ており、元はそれには町村体の大人の女性は全員が参加した。しかも、ちょうどそのときが結婚後初めてそうした会合に出ることになる女性は、大いに〈囃し立てられる〉のであった。それはともかく、出産した女性の役に立ちそうな贈り物を皆からもらった。ヴェルデック役所（Amt Werdeck）では、アンスバッハ辺境伯クリスチアン・エルンストによって1616年の風俗条例によって産褥の会食が禁止されたとき、農民団はそれを批判して、その慣わしの有益であることを強調した。〈聖なる洗礼の行なはるるに当り、新生児の父親の少々の食物とささやかなる飲み物にて女人らもてなすことにつき、供応の女ら10人あるいは12人を超ゆること稀にして、いずれの女人も一マースの葡萄酒と一口の輪形パンもち来る程度なり。尤も、代母の者、やや多くを持参致し候。それに当りては多く費消するに非ず、また余りたる分、産婦の数日の用に供し候間、六週の果つるに至るまで我らと我らが産婦には大いに役立つこと上に述べたる如くにて候。別けても我らが

130 Virnheim 1562.; GRIMM, Weistümer, I, S. 463 (Zozenheim 1500); 同 II, S. 160 (Frickenhäusen 1598).; KRAMER, Unterfranken, S. 152 (Cobern 16. Jh.); GRIMM, Weistümer, II, S. 469 (Steinecken 1506), 同 II, S. 400.

中には不如意の者らありて、六週の間飲み食ひに不足致し候はば、これなる手立てにて少々の余りものにて女人救ふことまことに役立ち候。〉<sup>131</sup>

ここに上げた諸例は、公式の法規則には属さず、習俗として送り伝えられてきた規則基準で決まるような領域である。〈出産の合力〉それはまた“Geiger”と呼ばれたが、そこから見れば、〈何が正しく（recht 合法／適切）、何がそうでないか〉という民衆の法観念がそこには本質的なものとしてはたっていたのである。言うまでもなく正しい（recht）のは、そうした機会に飲食を提供することである。例えば、婚礼にはお祝いをし、葬儀には参加するのである。逆にそうした義務を果たさないのは、正しくない（unrecht 不適切）のである。因みに葬儀への参列は、法規則の条文にもなっていたが、習俗としての他の〈正しい〉事項では必ずしも条文にまでは行き着かなかったものもある。そうした〈法〉と〈習俗〉の近接から言えば、法規則の書記への固定という契機は、あるものを軽視し、あるものを取り入れる上で決定的な基準ではあり得ない。むしろ民衆の生活のなかで法の機能が肝心なのである。

これが当てはまのものには幾つかの習俗があるが、そのうちここでは、若者団や青年男性の集団に受け入れられることをもって大人の男性の仲間入りをすることを取り上げておくべきであろう。この分野では多くは〈習俗〉であるに過ぎない。また固定した若者集団も固定した団体ではないことも屢々である。しかし個々人にとっては、ある日、ある特定の行為によって、彼の立場を変化させ、その自意識を高めることができるような法（権利）が発動される。イエレミーアス・ゴットヘルフが小説『ある学校教師の悩みと喜び』において描くところでは、主人公は、同年齢集団との最初の会食の後、代官の席の傍で忠誠の宣誓をしなければならなかった。しかも誰一人として、その宣誓の意味を知っていなかった、と作者は語っている。〈誓いの意味がどれほど知られていたかを示すのは、誓いを立てた少

---

131 KRAMER, Ansbach, S. 228.

年が、宣誓の当日からさっそく見せる振る舞いであった。これからは、晚餐を受ける権利を許され、大人のように行動し、これまでは牧師によって禁じられていた夜這いや飲食館への出入りもでき、……さらに往来で暴れたり、気分のままに人をなぐったりしてもよいのだった<sup>132</sup>。堅信礼のこうした一コマ（ここでは代官の前での宣誓と組合せになっていた）、あるいは学校の卒業、あるいは法的に成人となること、これらはほとんどどこでも似たような特徴をみせる。因みに、1699年にアイヒシュテット司教区の総長は、舞踏料という名称の支出について記している。それは一種の陋習で、男子青年から〈彼らがはじめて主人のテーブルに就くときに〉、お金を支払わせるというものであった<sup>133</sup>。グラープフェルト（Grabfeld）でも、18世紀末に、ボックシリング（牡山羊料）\* なるものについて記録がある。

当地の村々の慣わしでは、男性の若者は、堅信礼を行ない、もはや学校へ行かなくてもよくなると、ボックシリングを支払う。これは当地の民衆の言い方であるが、その意味するところは、村のすべての男の子は、もはや学校へ行かなくてもよくなると、自分が持ち運べる限りのパン、ビール、ブランデー等々を差し出す。若い男は、これらのご馳走を差し出すと共に、彼は、新しい兄弟たちから様々な特権を受け取る。すなわち、夜中に街路をうろついたり、飲食館やその他の社交に出入りしたり、あるいは（これらの連中の独特の言い方では）女の子たちのところへ遊びに行ったりとであるが、（私はこの土地の者ではないので）他にもすべては把握できないが、さまざまな特権がありそうである。<sup>134</sup>

以上、地域の異なった3か所の事例において、その伝えられる事情が明らかに近似している。そうした証拠をさらに増やすこともできようが、こ

132 Jeremias GOTTHELF, Kap. 6.; Eduard STRÜBIN, Grundfragen des Volksleben bei Jeremias Gotthelf. Basel 1959, S. 65 ff.

133 Journal von und für Franken, VI. Nürnberg 1793, Heft 2, S. 190 ff.

\* ボックシリング（Bockschilling 牡山羊料）：雄のヤギ、すなわち大人になるための料金という言い方のようである。

134 BUNDSCHUH, Frk. Merkur, I. Schweinfurt 1794/95, Sp. 822 f.

ここでは次の点に注目を促すだけでよいであろう。すなわち、堅信礼や堅信祭が教会と疎遠な家族たちにまで甚大な意味を持っており、これは（今日ではほとんど意識されないにせよ）大人になることを標しづける習俗や法と密接なのである。

— 結婚式において夫婦の財産契約が取り上げられたり、なけなしの資産が数え上げられるのは、多くの場合、いわゆる隠居取り分、すなわち若夫婦に家産と家政を譲り渡す両親の留保分への同意が重なっている。そこでは、老人たちに何を残しておくかについて、種々の現物、家畜、菜園地所、果樹、居宅など、細部まで決められる。その点では、村落部では一般的に行なわれていた最小留保分があったが、それは、なろうことならそれ以下には切り詰めるわけにはゆかないものであった。老人庵、すなわち〈籠〉(Korb)と称された隠居小屋であるが、それは農場内の母屋の近くに立っていた。老人には、若い者たちが家を運営してゆく上で役立つような活動も残っていたからである。それと共に、悶着が特に頻繁に起き、裁判による決定も必要であった領域であったことは、これまた言うまでもない。それだけに、いずれの老人にとっても、その残し置かれる用益権を細かく決めておくことが一層重要であった<sup>135</sup>。

本章で示唆的に言及したことがらのいずれについても、それが適用されるのは、(立場はどうであれ) 集団に特有の規則秩序のなかに組み込まれた人々である。アウトサイダーや排除を受けている者や帰属性を欠く者の立場はまったく別であった。そうした者は、通常、自分が住み着いている集団の法を自己のために巧妙に取り入れるか、それとも回避する必要があった。彼らには、その点ではいかなる躊躇もしなかった。彼らは根本的に対立的な位置におり、しかもそれは両者にとって〈ほどほど〉と感得された。また同種で同じ立場の者たちとの結束や団結に進んだのも、自然な成り行きであった。そうした事例は既に挙げた。牧羊者、塔守人\*、処刑吏、皮剥

---

135 Art. Altenteil. In: HRG, I, Sp. 133 f.



ぎ人などであり、それぞれの家族まで糾合した団結であった。犯罪者たちも徒党を組んだ。芸能者や興行者も集団として組織を持った。アウトサイダーという性格がこうして生まれたことを確認するのは大事なことであろう。それは、彼らを二次的な存在と見る偏見によって生じたのではなく、全体社会の何世紀も機能してきた構造、すなわち組み込まれた者とはみ出した者に自己を分割する構造の故であった。今日でもその名残があり、個々の者がそれに苦しまなければならないことがあるが、それは残存的な偏見である。社会の仕切りは本質的には崩壊していると言ってもよい。もっとも、新たな仕切りの形成も見られないわけではない。外国人労働者すなわち〈外来労働者〉を一般のドイツ人とは異なった法に服すものしていることがそれである。この種の社会的区分があり、ドイツ人を上位に置いているのは、個体や集団への事実としての差別であり、種々の現象が付随的に発生している。

## VIII：労働（Arbeit）

これまで人間がその夢想する社会的パラダイスを見出さない限り、労働は人間の生き方の本質的な構成部分であり続けよう。顧ると、生き方のこの部分は、昔は、今日よりもはるかに重要であったように思われる。普段の日の労働は一日12時間あるいはそれ以上であることは決して珍しいことではなく、その後、近隣あるいはかなり離れた住居に帰宅するのであった。自転車が発明されるまでは、工場との行き来に1時間以上を費やす労働者は少なくなかった。その上、事故が起きても、保険で保護されているわけではなかった。それが、ほぼ2世代前までの状況であった。

労働の必要性は身分に関わらなかった。働かないのはどの身分でもあり得たが、それは端的に怠惰とみなされ、その報いを受けた。〈働かざる者は

---

\* 塔守人（Türmer）：この言葉で指す塔守人は鐘撞人であるだけでなく、塔屋は牢屋でもあったので牢番でもあった。

食ふべからず)、また〈怠けるのは悪徳の始まり〉だったわけである。しかし労働 (Arbeit : これは中高ドイツ語では辛苦 “Mühsal” を意味した) が重荷であることに限れば、それは幾つかの身分に限定されていた。すなわち、農民、零細な手職者、奉公人、若い職人である。〈農民は必要がなければ、手も足もうごかさない〉とは、ヨーハン・フリードリヒ・アイゼンハルトがその法の諺に挙げている言い回しである。またそれにアイゼンハルトが付けた注は次のごときのものであった。

〈人間のなかで農民が何であるかは、ちょうど動物の国の驢馬にあたると言うのは、決して間違いではない。それは、農民が国全体を養うために働かねばならないことを考えてみればよい。貢納、賦役その他どれほどの重荷が農民にのしかかることか。農民が責務とされる全てを済ませた後、自分と家族のためにどれほどのものが残っているだろうか。それに加えて、何も取れない期間がどれほどあるだろうか。長く厳しい冬、何もかもを萎えさせる焼けつくような夏、これらは農民の頸に二重の重荷となる。それゆえ、農民が不機嫌で、無気力で、時には反抗的になり、機会を見ては義務を逃れようとするのは、少しも不思議ではない。まことに我らの先人も述べたように、農民は狡猾である。この最後に挙げた性格は、経験が教えるように、農民に特有であり、先の諺に対応する。働くことへの強制がよく示していることだが、農民が賦役にまかり出るとき、ともかくも追い立てられることを求めると言ってもよい。お願いしたりやさしい言葉は農民に対しては何の役にも立たない。そこで、地主領主には、お上として強制手段を行使するのが適切である〉<sup>136</sup>。

18世紀半ばのアイゼンハルトの文章は、その最後の箇所では労働の倒錯を語っている。すなわち、賦役について、〈お上として強制手段を〉を駆使して働かせることができる、と言うのである。これは横に置くとしても、これという果実に結びつくことのない労苦について簡潔な描写は、人間の労

---

136 Johann Friedrich EISENHART, Grundzüge der dtn. Rechte in Sprüchwörtern. Helmstädt 1759, S. 75f.

働の辛苦や過重を千言万句を以って説明するよりも事情を明瞭に伝えており、無益や依存や使役や搾取に注意を向けさせる。もちろんこれは農民にだけ当てはまるのではなく、零細な手職者や、町や村の日雇い人でも同様であろう。もっとも後者の場合には、自立と誇りがそれを覆い隠しているところがありはした。参考に、アイゼンハルトの諺の説明を挙げよう。

手職は黄金の地面に立っている。この諺が意味するのは、手職者は、自分の手仕事を熱心にまもろうとするなら、自分の暮らしを獲得し、さらに自分の財産を得るのにも(!)心配しなくてもよいために、また仕事はその親方を養うように。なぜなら手仕事の特徴は、それが人間が欠くべからざるものであり、それゆえ仕事と報酬に簡単には事欠かない点にある。これはまた、手職者が他の職種(特に学者など)に較べて有利な点でもある。後者の場合、本人が死ぬと収入の道は途絶え、未亡人や残された子供は恐ろしく悲惨な状況に陥るが、手職者の未亡人は、夫の死後もその手職を継続することができるが故に、はるかに幸福である<sup>137</sup>。

ここには、もちろんプラス面が強調されているきらいはあろう。私たちは、手職者の家庭が悲惨な状態にあること、家中探しても何もなく、特に食べ物を欠いていること、その上借金や競争に喘いでいたことを知っている。社会情勢が悪化すれば、他の身分とも等しくその影響を受けた。それにも拘らず、手職者自身がある種の有利を享受しているとの自己理解をもっていたのも事の一面であった。なぜなら、農民もまた、その労働に上すべてが成り立つところの基盤として自己をみなしていたことと通じるものがあつたからである。労働を果たしたとの良心の解放から、ある種の身分は、他の身分に対して、それらが彼らの見るところでは無為であるか、あるいはその労働が労働とはみなすことができず、一言で言えば〈額に汗して〉はいないがために、優越感をもったのである。

ここでモデルとした集住体の規則組織にも、労働は幾重にもからんでい

---

137 同上, S. 64f.

た。各人が、他者とも折り合いつつ、その営為に果たさねばならなかった。すなわち、種を撒き、刈り取り、牛を追い、必要に応じて馬を駆るるのは、他者と共に行なうほか無かった。もっとも、そのようにして各人がそれぞれの仕事を果たすのである。これに対して、〈村普請〉や〈合役〉など、呼び名はともあれ、文字通り共同で行なう仕事があった<sup>138</sup>。例えば街道や街路の普請には、どの家からも一人が出なければならなかった。それは、排水渠や村の溜池を浚う場合も同様であった。これは、賦役ではなく、町村体の必要事であった。隣接する隣人との隣接する狭い空間では共同で作業をする他なかった。脱穀、亜麻の加工、カブラの除草、漬物の仕込み、野菜の葉の切除、屠殺、鳥羽のむしり取りなどであるが、もちろん作業のリストはこれで済むわけではない。

そうした共同労働は終結を示す区切りを要求したが、それはまた果たされた労働への満足の表現でなければならなかった。鳥羽をむしり取る仕事の後には、一緒にコーヒーとケーキを楽しんだ。脱穀の後には、こってりした食事と強いアルコールが出た。いわゆる脱穀竿の宴である。収穫の後には、収穫ビール、収穫の鶏、三日月鎌の宴、取り入れの食事があった。〈取り入れのビール：これは、ホルシュタインの農場主が働く者たちに気前よく出した振る舞いビールである。また締めくくりには、振る舞いの食事とダンスが行なわれる。収穫の祭りの次第や浪費のほどは、ホルシュタイン地方とシュレスヴィッヒ地方では場所によって様々である〉<sup>139</sup>。このシュッツの解説を見る限り、そうした振る舞いは自由意志によったかのように推定し勝ちであるが、事実はそうではない。農場主は食事を提供しなければならず、逆に言えば、それは働いた者の権利であった。また町村体も、協働者たちに締めくくりの飲み会を設けなければならず、それは不文であるが、むしろそれだけ断固たる権利となっていたのである。そうした

---

138 具体的な事例を扱っているものでは次を参照、Arnold NIEDERER, *Gemeinwerk im Wallis*. Basel 1956.

139 Johann Fr. SCHÜTZ, *Holsteinisches Idiotikon I*. Hamburg 1800, S. 49.

共同労働に関係した記載は、町村体の出納記録では頻繁に出会うものでもある。そこでは、会食と飲み会は、いわば〈基準化石〉(指標)となっている。〈仕事済ませたる後、ローレンツ・シュルトの飲食館にて宴の招きなされ候〉(コーブルク Coburg 1586年)。〈堀浚ひに村にて5フロリン支給す。内四分の三を直会に当て、四分の一を浚渫人に謝金とす〉(コーブルク近郊メーダー Meeder b. Coburg 1606)。〈六月、市門の外にて、市の半数ならびに車十六台用ひて街道の改善普請なしたれば、クラウス・ラウエン殿が居宅にて市民に祝ひのパンとビールを振舞ひ候 — 7マルク 11 シリング〉(オルデンプルク / ハッセン Oldenburg i. H. 1622)<sup>140</sup>。

序章に上げた事例1で、ブルクベルンハイムの若衆による練りソーセージ・スープに注目した。その事例は、さしずめ町村体の仕事祭りのプロトタイプである。労働した者たちにはそれに見合った締め括りの待遇への権利があり、そこから各地で労働の祭りが生まれたからである。そこでは、それは、共有地での共同の耕地作業(そこに町村体の牧羊場への割り当てられる)を顕彰した。また祭りには明らかに全員が参加した。それは、年によっては名指されることがあった鋤の数から推測される。〈22フロリン 24クローネ：今年ヒルペルツホーフにて〉。ここでは金銭での支払いがなされているが、年によってはそれに代えて、一頭の豚あるいは数頭の去勢羊を費消する豪勢な会食であった。なお祭りでは56台の鋤を馬に牽かせるパレードが行なわれわけであるが、それは〈名誉ある農民団〉の自己顕示の性格を併せもっていた<sup>141</sup>。

共同労働の後で祭りによってその労働を締めくくるのは、こうした町村体の活動から、さらに〈賦役〉にも拡大し、多様な様相を見せることになった。ラウエンブルク郡のギュルツォフ農荘(Gut Gülzow LK Lauenburg)の1734年の出納帳に記載された締めくくりの顕彰では、他の種類の宴も

140 StadtA. Coburg; StaatsA Coburg, Gmddepot Meeder; StadtA Oldenburg i. H. A IV 19/14.

141 KRAMER, Ansbach, S. 87f.

含めてその様相がうかがえる。〈収穫の支出：刈り取り人頭に二人前を支給，刈り取り人一人につき出勤日ごとにビール1カンネ (= 1～2リットル)，獣乳1カンネ，白パン2個2ポンド，塩鯨一匹，チーズ二分の一ポンド。尤も，ライ麦の刈り取りにおいては，大鎌に結びをなさねばならぬとき，結びと結び目飾りなす者にはそれぞれビール1クワルト，獣乳1クワルト，白パン1塊，鯨1匹，また刈り取り人には一日当りベーコン二分の一塊を支給，また仕事の完了においては全員に宛ててビール2トン（このビールは出納簿には“Arnbier”と記されることが多い）を供すべく，尤もこれらはいずれも屋形より出だすべく候〉。〈パン一塊，鯨一匹，あるいはベーコン一片，ビール一カンネ〉，これは畑仕事の者が，播種や刈り取りに際して，ゼーゲベルク役所の2か所の分農館において貰うのだったが，それ以外でも，〈ライ麦が分農館に刈入れられたときには〉，ビール1トンが饗された（代官所出納記録1603年と1630年）。これらのビールが善意で提供されたものではなかったことは，次の1631年の文言が示している。

〈ビール1トン供されたれど，刈り取り人らせがみたるにより — 6マルク8シリング〉。刈り取り人たちは明らかに権利（法）に依拠しており，それは拒むことができなかった<sup>142</sup>。しかも彼らは，それを集団として要求したが，これは特に収穫祭という面では決定的な要素であった。そもそも収穫祭は，神話的な背景が推測されてきたが（これも度外視するわけにもゆかないが），それ以上に切断する男たちと結ぶ女たちという労働共同体とつながっていたようである。インゲボルク・ヴェーバー＝ケラーマンはマンハルトのアンケート記録をもとにして，これをほぼ証明して見せた\*。もっとも，この集団においては，他の権利（法）もはたらいていた。たとえば，刈入れの畑での結んで解く仕草，それは地主あるいは外来者に対して，

---

142 Gützkow: Kreis A. Ratzeburg, Gutsarchiv-Depot; Segeberg: LandesA. Schlewig. AR 110. 農莊システム (Gutwirtschaftsystem) における食物提供が義務性をめぐる問題については次を参照, Klaus SPIES, Gutsherr und Untertan in der Mittelmark Brandenburg zu Beginn der Bauernbefreiung. Berlin 1972.

酒手をもとめてなされたのである。結ぶこととそれへの対価は伝統的な尺度であった。この結びは、それに当る女性が穀物のリボンあるいは絹のリボンによって行なう。〈この結びに対しては、地主は金貨を、視察者は1ターラーを、農場差配人は半ターラーをもって応えた。外来者（地主の招待客）は2ターラーであった。外来者が同額もしくは地主よりも多く払うようなことが起きると、気まずくなるであろう。視察者の招待客は、視察者が独立してその農場を管理すなわち支配者の代行をしている場合にだけ、そこに結わえられる。その時には、視察者は金貨を渡し、またそれを農荘の召使を通じて請求する。またこの結わえの酒手は、農荘の娘たちもそれを分け合う。しかし農荘における単なる使い走りの女性たちは、それには与らない。（以上はメクレンブルクの事例）<sup>143</sup>

収穫祭について、ヴェーバー＝ケラーマンは、マンハルトの資料を4つの観点から検討した。取り仕切る者と共に担う者、願望と請求、(儀式的な)脅し、願望の実現の4項目である。〈刈り取り人はやり果した労働に対する権利を現実的に関係づけたのであった、彼らが振舞う《物ねだり》\*\*は、決して乞食沙汰ではなく、彼らの正当な要求を多かれ少なかれ面白く演じて、アクセントをつけたのだった<sup>144</sup>。

ところで、これまで取り上げてきたのは農業の分野であった。すなわち、

---

\* インゲボルク・ヴェーバー＝ケラーマンは (Ingeborg Weber-Kellermann) マンハルト (Wilhelm Mannhardt) のアンケート記録をもとに……：ヴィルヘルム・マンハルトはグリム兄弟にも学び、特に兄弟の学問を民俗学の方向で引き継いだ。1861年に収穫行事に焦点を合せてヨーロッパ各地に約1万箇所アンケートを送り、うち2000余りを回収した。アンケート調査を大規模に行った最初の民俗研究者であるが、またその内容はネオロマン派の思潮が濃厚であり、よくも悪しくもJ. G. フレイザーの先行者となった。マルブルク大学民俗学科を主宰したヴェーバー＝ケラーマン女史はマンハルトが回収したアンケートへの回答を根本的に洗いなおして、ちょうど100年後の1961年に19世紀の農村社会の実態に即して再解釈を行なった。

143 Ingeborg WEBER-KELLERMANN, Erntebrauch in der ländlichen Arbeitswelt des 19. Jh. Marburg 1965, S. 117.

\*\* 〈物ねだり〉(Heischen)：西洋社会の祭り行事では一般的な要素であるが、近代になって乞食ざたとして忌避されるようになった。

144 同上, S. 153 f.

共同で果たした畑仕事，収穫，脱穀の後の締めくくりの飲食であった。そうした共同労働は，町村体の場合には無償でなされた。つまり締めくくりの飲み合いである。また賦役においても同様の動きが見られた。その場合には，手仕事にせよ耕作にせよ日当は呆れるほど僅かであったが，特別の機縁には給食が出され，また締めくくりの宴が催された。農荘における刈り取り人と結わえの仕草をする者の群れは，多くの場合，収穫作業のために外から来た人々から成っていることが多かった。彼らは，賃金と賄いを要求し，また収穫祭の形で，締め括りの労いをもとめた。

共同社会には，別の種類の労働も行なわれた。自分ですませることができないものは，専門職に委ねなければならなかった。そうした場合には契約が結ばれた。それには永続的なものもあれば，一時的なものもあった。前者では，牧羊者，鍛冶師，理髪師，寺男であり，後者の特定の仕事のときであった。すなわち，家屋の建築，教会堂の党屋の屋根葺き，橋梁の架設，堀の浚渫，舗道の舗装である。契約にあたっては，条件が決められ，その下で仕事が委ねられ，請け負われた。経費が算定され，報酬は厳密であった。

契約を結び終えたときもそうであるが，契約が果たされた後には，シンボリックな振る舞いがおこなわれ，それが法的な効果を確かなものにした。それが手打ちの葡萄酒や手締め杯\* であり，契約を結ぶ当事者たちが音頭を取り，さらに全員で呑み合うのであった。すなわち，固めの金，打ち留めの金 (hefteln：ホックで留める)，神掛け金であった<sup>145</sup>。町村体に勤める者は，勤め始めるときに，手職者の仕事始めと同じく，あるいは売買が成り立ったときに買い手と売り手が行なうのと同じく，葡萄酒を飲みまわす儀礼を経るのだった。こうした手打ちの葡萄酒や手締め杯は大層一般的で，客への接待であった，16，17世紀の風俗条例では，程ほどにせよとの

---

\* 手打ちの葡萄酒 (Weinkauf)，手締め杯 (Leitkauf)：商談固めの手打ちの酒，固めの酒の呑み回し。

145 参照，Art. Gottespfennig, Gottesheller. In: HRG, I, Sp. 1766ff.



警告がなされねばならなかった<sup>146</sup>。手職者だけでなく、女性たちも時にはこの手締め杯に参加して楽しんだ。そのための支出は町村体の出納記録で確かめることができる。例えば1640年のフォイヒト (Feucht) の場合である。〈石工師の焼き窯二基整へ候間、尤も一は新規なるも、他は村持ち鍛冶にて候ひしが、6フロリンに加え手締め杯のためとて28クロネ支給致し候〉。あるいは1594年のアメルンドルフ (Ammerndorf) では、〈石工師が女房に手締め杯1フロリン〉とある<sup>147</sup>。工藝師たちとの契約や支払いを済ませたときにも同様であったことは、ハンス・フートがまとめている<sup>148</sup>。手締め杯、手打ちの葡萄酒、手仕舞い金<sup>\*</sup>、神掛け金については、宗教改革の後何百年かの間、プロテスタント教会の聖職者も受け取っていた。彼らも、他の庶民と変らなかつたのである。〈我らが牧師殿と、再度向こう一年につき契約なせし時、牧師殿との手打ちの葡萄酒として1フロリン〉とは、1568年のキュールスハイム (Külshiem 1568) での記録である<sup>149</sup>。また村落部でも牧羊が特に重要な地方では、〈牧羊あるいは牧牛の手締め杯〉がその農業町村体の主要な祭りにまでなっていた。それに際しては、町村体の全員が飲食館に集まり、時には数日続きの祭りにまでなった<sup>150</sup>。

町村体に雇われる者であった牧羊者、寺男、教師についてもここで触れておこなら、彼らは固定した給料を受け取った。しかし現金の割合は小さく、主に現物が支給され、また勤務の内容によっては衣服も加えられた。彼らはまた、特殊な勤務に対しては特別の報酬を受け取ることがあり、特定の日取りには町村体を廻って物集めを行う権利を得てもいた。例えばアンスバッハ市庁は1723年に、伯の政府に対して措置をとることをもとめたが、それは、塔守人と夜警人を除いて、他のすべての〈乞食の巡回〉を

146 例えば次を参照, Corp. Const. Brand-Culmb. (注97), II 1, S. 621, Policy-Ordnung des Mmarkgrafen Christian Ernst, Tit. XX, Vom Leykauf-Trinken.

147 KRAMER, Ansbach, S. 259 f.

148 Hans HUTH, Künstler und Werkstatt der Spätgotik. Darmstadt 1967, S. 25, 30 und 注51.

\* 手仕舞い金 (Dinggeld) 語源はdingen: 裁判でやり合うこと。

149 KRAMER, Ansbach, S. 166.

150 KRAMER, Ansbach, S. 71.

廃止してもらいたいと言うのであった。〈都市聖堂の雇はれ人ら、クリスマスの第二日並びに新年の第八日に香炉携へ巡回致しおりしが、昔の如く控え目になすべく求め〉られたが、実入りが多いことから、以後は、〈この者、巡回致し候ふに、路地裏まで入り込みて貧民並びに困窮の者にも課したれば、向後、一切停止致さるべく願ひ候〉<sup>151</sup>。そうした物集めの者たちにとって、新年は、特に有利な期日であった。今日でもなお、郵便配達人、煙突掃除人、新聞配達婦、塵芥集め人がそうである。なお牧羊者がマルティーニ\* に物集めをする他、馬の若衆が聖霊降臨節に集めていたことは事例1で取り上げた。

町村体の仕事に従事する手職者でも、有機的に組み込まれていない者は、そうした特権を享受しなかった（逆に言うと、やや大きめの町村体の場合であれば、町村体のなかに鍛冶師や大工や石工がいたのである）。しかしそうした者にも、仮令、恒常的に契約関係にあるのでなくても、労働の期間に義務としてなされる支給に加えて、なにがしかの金銭や飲食が提供された。収穫の終了の後、仕事が成し果えられたことを尊んで重層的な意味を帯びて祭りが催されたのと同じく、家屋の柱組みや屋根の骨組みを仕上げると、上棟式においてビールが振舞われた<sup>152</sup>。過去5世紀の出納状況から見ると、名誉の顕彰が出発点であったことがほぼ確かである。はじめに行なわれるのは、ヴィンツハイムの古い記録（Windsheim 1400）では葡萄酒を高く差し上げる。ディンケルスビュールの古い記録では跪くのであり、また柱のビール、屋根の稜線のビール、祝い食を高く差し上げ、家井戸の祝い食、子孫のためのビールといったものである。そこに他の要素が加わる。上棟の印付け、花輪、緑の輪飾りや緑の冠、居室への銘文、乾杯、グラスを投げ砕き、さらに時代が経つにつれてあらゆる仕草が加わった。

---

151 KRAMER, Ansbach, S. 97 f.

\* マルティーニ（Martini）：聖者マルティーン（マルタン）の例祭日で、11月11日。

152 Karl-S. KRAMER, Bezeichnungen und Formen des Richtfestes in Franken. In: Bayer. Jb. f. V. 1961, S. 90 ff.; シュレスヴィッヒ=ホルシュタインでの上棟式（Richtfest）については次を参照, In: Kieler Bl. z. V. 1 (1969), S. 84 ff.

飲み物や食べ物を享受するのは、先ず大工、また建築に関わる他の手職者である。それは不文ながら、彼らの権利であり、また一般的でもあった。それに次いで、下働きの職人、隣人、専門職工を助ける〈役所の下働き〉である。〈新たに分農場の大倉庫設くるに当たり、大工ヴィーベ・テーテン、ハルティエ・トニエス、カスペル・ハメンドルフ、並びに倉庫の所在するボルヒドルフとクロスタードルフの者らに3トンのビール振る舞ひ、飲み干し候 — 18マルク〉(ゼーゲベルク役所 Amt Segeberg 1629)<sup>153</sup>。建物が大きくなればなるほど、手伝う者の数も増えたが、小さな住宅の場合は極く近隣の人々だけというのが通常であった。

一般に、上棟式には幸福をもたらす意味がこめられた。幸福のシンボルとしての上棟の印し付け、上棟の唱え言における祝い文句、修復の乾杯、幸運をもたらす仕草としてグラスの投げ砕きである。新築の家には、良き未来を唱えることが付随するであろう。そうした思考がはたらくこと、また実際にはたらいてきたことは否定し得まい。未来に向けたときの人間の仕草が、幸多かれとの思念と結びつかない方がおかしい。しかしそれを主に際立たせるのは、作業の基本部分を締めくくる会食、すなわち大工、ならびに大工と共に仕事をする職人の〈古い権利〉であった(今もそうである)会食であるように思われる。実際、上棟式は力を保っており、それどころか今日では以前よりも派手になっている位である。しかも仔細に観察すると、それは家の主とその幸福のためになされるというより、施主の経費を享受するものとしての建築に関わる手職者のためである。それにも拘らず、何ゆえ、この機縁が祭りにまでなったのかという問題は一考に値しよう。なぜなら、これから見るように、仕事収めの顕彰でも十分のはずであり、事実その意味の名称も多いからである。建築の推移のなかで棟上げが本質的であるとみなされたこと、すなわちこの瞬間に家屋が法的に存在を始めることに注目したい。上棟式が幸福の標識としての意味よりも前

153 LandesA. Schleswig, AR 110.

に平和のシンボルであることが推測されてきた。つまり、教会堂献堂の緑樹が教会堂献堂の平和を告げるのと同じく、また挿した樹枝が〈十分の一税の藁束〉を〈平安ならしめる〉のと同様、棟上げ祝いの新緑は家の平和の開始を示すのである。ここから上棟式し特別の意味をもつに至ったと考えることには意義深いと思われる。

仕事終いの会飲はまことに多彩である<sup>154</sup>。壁の骨組みが姿を現すと〈骨組みのスープ〉が出された（あるいは今日では、関係者全員に酒が一杯づつ振舞われ、その際、壁の骨組みに小枝を一つ結び付ける）。アーチのキイ・ストーンを置いた後、石切り職人や石彫りの石工に〈収めのワイン〉あるいは〈収めのビール〉が出る。鐘の壊れた舌が溶接されると、鍛冶師に〈火止めのワイン〉となる。井泉の工事では井戸職人に対してとんがりワインあるいはとんがりビールが出される。木場において仕事の段取りが終えると〈段取りのワイン〉になる。製材職人のためには、鋸を整えるに際して〈鋼のビール〉（Stahlbier）がある。煉瓦職人が顧客の前で煉瓦の個数を数え終えると、お利口の駄賃あるいは数えの駄賃をもらう（これらは Wieselgeld と Talgeld と呼ばれる）。葡萄山での雇われ農夫は葡萄山での特定の労働が終わると耕作の飲み物あるいは葡萄づくりの飲み物を、また葡萄の収穫が終わると秋の飲み物と秋の輪型パンを、さらに葡萄酒を仕込み終わると粗醸ワインを、さらに貯蔵庫での仕事に対しては蔵のパンと蔵の飲み物（Kellergrunk）をそれぞれ振舞われる。ゼーベルク（Seberg）の石灰石採石場での石切り工は、頭取の管理の下で毎日の賃金は極めて低いのであったが、〈仕事を果たしたとき〉あるいは〈申し渡されたとき〉には相応の量のトン数のビールを給される。

法的・慣習的な御祝儀：仕事始めに際してもそれが行なわれたが、その例証は比較的少ない。際立ったものでは、定礎式があった。その建築が公

---

154 次の諸文献を参照、Karl-S. KRAMER, Arbeitsanfang und -abschluß als Kernelement des Brauchtums. In: Arbeit und Volksleben, Detscher Volkskunde. Kongreß 1956 in Marburg. Göttingen 1967, S. 354ff.; Art. Arbeitsantritt und -abschluß. In: HRG, I. Sp. 204 f.

的な性格の場合は地元のお偉方がこぞって参会したが、そのときには石工たちは礎石のワインあるいは石のワインを給された。大工の場合は、家屋の骨組みがはめ込まれて敷桁が閉じられる際に、同じく御祝儀を受け取る。この2例は、厳密に言えば、仕事始めではない。定礎もまたその前段階を後にしているので、仕事の最初の部分の締めくくりと言うべきであろう。

仕事終いの特殊な形態では、屋根葺き職人の場合に注目したい。それがなされるのは、塔宇の屋根を新しく葺くか、あるいは根本的な修理がされるときである。それに照応する出納記録には次のようなものがある。〈一口の枡1グルデン、さればヴェルツブルクより来る瓦葺き師、教会堂屋根と塔屋に上り、擬宝珠の上にてワイン飲み干し枡投げ落とし、尤も後に枡我がものに取り置き候〉(エーベルシュタット Ebelstadt 1675年)。〈瓦葺き師教会堂の屋根にて仕上げなすに当りて、輪型パン16プフェニヒ、リボン二十ダース20ディナル、胡桃20プフェニヒ、瓦葺き師塔宇の先端より小児らに投げ候〉(ランダーザッカー Randersacker 1692)。〈ハンブルク製靴下一足、1グルデン1ポンド26プフェニヒ、瓦葺き師、教会堂屋根と塔宇に上り、擬宝珠上にて目出度く穿き終え候〉(アイベルシュタット Eibelstadt 1675)。塔の上で枡の酒を飲んで見せ、容器やリボンや胡桃を下に向かって撒き、さらに〈擬宝珠の上にて〉特別の靴下を穿いて見せるのは、仕事終いの祭りの本質的な一部であり、大勢の見物人への出し物であった。それを行なうのは、瓦葺き職人の伝承的な権利であった。またその極めて危険な職業を為し遂げるにあたっては、迷信的な観念もはたらいだ。ここで行なわれたような儀式は、自己の能力への自恃を高め、確かさをあたえた。〈枡一口4ポンド6プフェニヒ、されば瓦葺き師、教会堂塔宇上にて擬宝珠修復致し、幸運に恵まれ手職の慣わし通り枡投げ行ひて、支払ひ受く〉(ランダーザッカー Randersacker 1616)。

終了のときだけでなく、中間にも、顕彰、酒手、ビール代、一日の仕事の後の飲み物、夕祷の飲み物、おやつパン、V型パン、また週末には土曜の飲み物、土曜のビール、週末ビールがあり、さらに週明けには月曜の

御祝儀があった。これらの名称のなかには、時間の区分にかかわるものも混じっていた。特に、夏季は労働時間が大層長かったために、それは重要であった。またここでも、法的・責務的に決まった労働報酬があった。たとえば、賦役の農民については、彼らが終日領主のための労働に従事するときには、朝のスープと夕べのスープを出され、寝泊りが必要な場合は、それに加えて寝る前の一杯が給された。

ここで数え挙げ、また部分的には特徴にふれた項目のすべては、過去の数世紀が悲惨であったことを尺度として推測するなら、すなわち満足な道具もなく肉体労働をつづける残酷な条件に照らすと、とうてい均衡のとれたものではなかった。たとえば、建前の会食を誰が最も多く享受したか、また御祝儀の分配が〈公正〉であったかどうかは、個別的に検討することが必要であろう。しかし忘れてはならないことだが、そうした会食や飲み物や金銭も規則システムに組み込まれ、〈古き慣わし〉の気品をそなえ、それによって労働の権利を構成していた。そこにはたらいっていたのは、フリードリヒ・ジーバーが労働に関わる習俗の核心として名づけた表現をもちいれば、人間性への志向であった<sup>155</sup>。規則システムの諸要素は、いかに些細で無意味に映ろうとも、通常はたやすく見過ごす（また見過ごしたいと思う）ものごとへのインデックスと言ってもよいところがある。因みに、労働を人間性に適ったものへと促すのは、近代の労働関係の法律の目的でもある。そこでは、労働時間の規制、休日と特別報酬の確保、不慮の事故への保証があつかわれるが、伝承的なものと結びついている諸点も少なくない。しかしまた労働法<sup>156</sup>は、この一世紀半のあいだに法令における特殊な分野として発達した。また労働法が立脚するところの諸要素は、個々の自治体や地域体の多くの個別規則のなかに分散していて、それとして統一的なコンセプトが不在であった面がある。伝承的な規則システムのなかで

---

155 Friedrich SIEBER, Beziehungen zwischen Arbeit und Brauchtum. In: Arbeit und Volksleben (注154), S. 350.

156 参照, Amt Arbeitsrecht. In: HRG, I, Sp. 206ff.

は、労働に関係する法は、諸々の小さな集団に向けたものであった。農民、手職者、牧羊者、運送者、水運者といった集団、また海上運搬の船、ガラス工場、鉱山の工夫組合、石工組合などである。これらの小さな分野では、負荷の全体を人間や動物の強弱に合せ、また昔ながらの労働様態や道具を考慮しつつ負荷の全体を実行する伝承的なシステムが機能していた。ちなみに、大工と石工が仕事場での労働するときの適切な法や不悪法については、オイゲン・ヴァイスがさまざまな報告をしている<sup>157</sup>。集団で慣わしとなっている行動の仕方に違反した場合は、違反者に対して集団が罰を加えた。それは、手職の他の職種でも同様であった。労働の開始と締めくくり、また休憩時間も、季節ごとに細かく決められていた。労働の一つの局面から違った局面への移行、たとえば灯りをつけない夏場の労働から明かりを灯す冬場の労働への切り替わりも、会食やその他の祭り儀式的な行為によって区切りが表された（例えば〈灯火の鶯鳥〉、〈灯火の焼肉〉、〈灯火のビール〉\*）。特別に必要なときには、労働時間が延ばされ報酬が支払われた。1620年のこととして、ミュンヘンのあるパン焼きの親方が隣人について苦情を言ったが、それは隣人が夜警者に対して彼の家を〈ぼろ小屋〉として指示したというのである。事実は、パン焼きの徒弟たちが、〈数日前にパンをあてがわれて、夜通し働かねばならず、……歌をうたって眠りを妨げた〉のであり、〈ぼろ小屋〉という言い方には、親方と徒弟が侮辱されたと受けとめたことは言うまでもない<sup>158</sup>。

かかる矮小空間の〈労働権〉が容易に墮落する運命にあったことは、不思議ではない。すべてが、その時々ของผู้使用者の手中にあって、労働を規定している人間性の度合いを超えて、使用者の分別や無分別が決定的であった。責任ある主人の模範に欠くべからざるものは、善意と厳格、そして何よりも公正（Gerechtigkeit 法・正義にかなうこと）であった。これは、農

157 Eugen WEISS, Die Entdeckung des Volkes der Zimmerleute. Jena 1923.; Ders. Steinmetzart und Steinmetzgeist. Jena 1924.

\* 原語はそれぞれ, "Lichtgans", "Lichtbraten", "Lichtbier".

158 StadtA. München BII f 27, Stadtgerichtsbuch 1620-21, S. 57.

民の家政や手仕事の仕事場に発して、それ以外の仕事の種類と構造にも引き写された。ガラス工房や金属鍛造工房などであり、さらに鉱山も（その性格から国が運営する大規模な施設になる傾向にあったにも拘らず）例外ではなかった。ガラス工房や金属鍛造工業の従業員たちは、この種類の仕事に合った人里はなれた森のなかや山のなかに住み、ガラス・マイスターや鍛造マイスターの監督のもとにおかれた。〈良き工房主〉の模範像が現実のものとなることはきわめて稀で、悶着がよく起きた。力をもつ者が自分の意思を通そうとしたのである。悪いほうへのずれは早くから起きていた。先にふれたゼーゲベルク（Segeberg）の石灰岩の石工は、決して楽な生活を送っていたのではない。賃金は、驚くほど安かった。17世紀初めでは、日当は2.4シリングで、同じ仕事をしていても女性はさらに低かった。もっとも1540年でも、〈石灰岩の石工、その少なきにより〉とう表現が見られ、さらにその3年後には同じ人物について〈熟達の者〉と記されて、賃金のほかに〈兎2羽〉が、その人物を鼓舞するための〈特別褒賞〉を受けたが、それは畢竟、人手の〈不足〉のためであった<sup>159</sup>。

労働集団は、雇い主が大きな力を手中にしていたため、それによって労働のリズムと規模が決められることとなった。荘園地所の働き手や収穫にたずさわる労働者を思いおこせばよいが、労働集団の諸規定は、労働の効率をよくするようにつくられていた。これには一つには繁忙期には出来高払い賃金であったことも関係しているが、また二つには仕事の督促と法を全うさせる上でのメリハリであった。因みに後者については、収穫祝いにはじまり、毎日に給食と賃金払いの法的な確定にいたるまでを考えてみればよい。手職においても、社会の集団への区分は、マイスターの過度な要求への防止となった。それは時代がさらに進むと、労働の一時的放棄や、デモや、公式なものとしてのストライキになっていった。しかもそうした現象は、労働が人間味と人格から遠ざかるにつれて、作用力をもつように

---

159 Amtsrechnungen Segeberg, LA Schleswig AR 110.



なった。工業化の進展、個々の企業での労働者の数が増えるにつれて、(なおその機能を維持しようとの試みがなされたが)古いシステムとは合わなくなかった。近代の労働法が発展するしかなかったわけだが、それがどのような陣痛をともなったかは周知の通りである。

ここでもう一度、先の章で言及した事実に立ち戻ろう。扨従たちが病気(や事故)に対して保障されていなかったことである。これは近代の労働法に対して、その前段階にあたるものの弱みであった。労働が売られ、その対価は固定した労賃であったが、それは金銭の形態だけでなく、食料や衣服も含まれる。それに対して供される労働は、全力を尽くしてはじめて果たせるのであった。病気は、この契約をも、労使関係の法的ならざる了解をも解消させた。それはどこにも記されてはいず、倫理的な原理としての雇い主の義務には反していたであろう。しかし、実際の措置も、定められた限り以上ではなかった。病気の雇われ人は、精々、しばらくの間、屋敷のなかにいることがゆるされる程度であった。ヴェルツブルクの1548年の都市裁判所の調書がしめす事例が典型的でもある。一人の下婢が病気になったために、雇い主は、賃金の支払いを断った。彼女がそれをもとめると、雇い主の主婦からは次の回答がなされた。〈どうしてこれ以外であり得ようか。理由なく病気として扱ったのではない、彼女は病気によって労賃の仕事ができず、我が家の仕事を果すのを怠ったのです<sup>160</sup>。

雇われ人たちは、病気が長引くと、稼ぎを得ることはほとんどできず、日雇い人の例で知られるように、地域の貧民施設にかけこむか、乞食をするしかなかった。仕事に事故に遭った場合も、あまり変わらなかった。もっとも、一瞥の限りでは、手職の場合は多少有利であったように思われる。ツunftや諸々の結社はまとまって、病人や事故に遭った者たちの救済にあたった。双務性を帯びた職業ごとの保障制度の芽生えのようなものが地域的にできていた。たとえば、低地ドイツにおける骨折者のギルドが

---

160 KRAMER, Unterfranken, S. 145 f.

そうである。とは言え、ツンフトの規定では、手仕事の中身について非常に詳細な場合でも、病気に関する条項は稀である。それに対して、死亡については、死体の扱いの他、遺族への支援がうながされている。1341年のレーゲンスブルクにおけるパン焼き師の規定のなかの次の条項は、まさに例外と言ってもよい。〈パン焼きの徒弟にして、我らが兄弟団に属せる者、病になりたれば、合力なすべし。尤も、その者いずれかの兄弟団に属しみて、貧にあれば、われらが金庫より12レーゲンスブルク・プフェンニヒ貸し付くものとす。されば、その者、健やかにて再び働けることとなりたれば、一年以内に同額を兄弟団に返済すべし〉。これにはまた、それが果たされない場合について次のように記されている。〈弁済のことあるまでは、その者に近づかず、共に働くことあるべからず〉。しかし死亡に至った場合は、兄弟団の請求権は消滅した<sup>161</sup>。

疾病や事故への手当てがお粗末であったことは、町村体がおこなう喜捨の記録にその種類の記載があることによって知られる。たとえば、グラーフエンラインエルト（Grafenrheinfeld/Ufr.）の1608年の市長出納簿には次のように記されている。〈フラードウンゲン市の仕立て師片手不自由なるにより14ディナル、病みたる工夫二人に12ディナル、建物より落ちて萎えたる大工一人に6ディナル〉。こうした疾病者たちはまた〈お上の許可証〉を得ることが多かった。すなわち、物乞いが許されると共に、あらゆる責務を免除されたのである<sup>162</sup>。

---

161 Georg FISCHER, Volk und Geschichte (Anm 75), S. 297.

162 KRAMER, Unterfranken, S. 46.